

の賛同を必要とする。

第一四条 会費の額は、通常会員及び賛助会員・特別会員は年額三〇〇〇円、大学院学生及び学部学生会員は年額二〇〇〇円とし、納入方法は別に定める。

第一五条 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

附 則

本会則は昭和五十八年五月二十一日より施行する。

本会則は昭和六十一年十一月二十九日より一部改正施行する。

本会則は平成三年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成八年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成九年四月一日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成 当分の間、二松学舎大学大学院文学研究科国文学専攻から一名、中国学専攻から一名、文学部国文学科から四名、中国文学科から三名、総合・コースから五名、賛助会員から会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

学生委員 当分の間、大学院学生からは両専攻から前期各二名、後期各一名、文学部学生の一・二年生からは若干名、各ゼミごとに各一名を選出するものとする。

二、年間会費

1、通常会員及び賛助会員は、年度ごとに、学生会員及び大学院学生会員は、入学時に卒業・修了までの会費を一括納入するものとする。

2、一度納入した会費は返還しない。

3、三年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

『二松学舎大学人文論叢』投稿及び執筆について

一、応募資格は人文学会会員・編集委員会が依頼する者

二、原稿枚数は本論・注などあわせて四〇〇〇字詰用紙五〇枚以内、英文論文名と要旨（四〇〇〇字以内）を提出してください。

三、提出原稿の執筆に際しては、必ず『二松学舎大学人文論叢』投稿及び執筆事項に従ってください。同要項は請求次第送呈いたします。

四、締切期日は五月末日、九月末日の年二回とします。

〒一〇二 東京都千代田区三番町六一六 二松学舎大学内

二松学舎大学人文学会

電話〇三（三三六一）七四〇六